

して實に其協調の基礎を有せざるものと評せらるるを得ない。

第二に考ふべきは協調會の基金である。發起人側の言明する所に據れば、基金は……其大部分は富豪資本家の義捐に俟つべきは言ふ迄でない。協調會は飽し迄も公平無私嚴正の態度を以て労働問題に臨むべしと言ふけれども、富豪資本家の義捐に依る資金を以て果して斯くの如き態度を期し得べきであらうか。……發起人等が所謂労働問題に對する精神的態度は、或は貧民問題に對すると同様の動機に出たものではあるまいか。即ち労働問題と慈善救済の問題とを混同せる傾きがありはしないか。……今日の労働者の求むる所は決して慈善ではなくして社會的公正である。彼等は必ずしも

衣食の上に救済を求めんとするには非ずして、其正當なる権利を認むる事を要求するものである。権利を求むる者に慈善を與へ、公正を求むる者に救済を與へんとするが如きは、之愈を求むる者に何つて蛇を與へ、パンを求むる者に石を與ふる者である。

第三に本會の成立に就て内務省當局者が最初より盡力してゐた事は明かなる事實であつて、更に徹底的に之を言へば、内務省警保局の案なりと言ふは妨げないのである。而して其行の事實の内容を見れば何れも歐米先進國に於ては國家夫れ自身が責任を以て自ら實行しつつある所の問題である。苟も政府にして社會政策に關する自信と經綸とあらば、責めを他人に嫁する事は